

## 「環境行動基準」の改定にあたって



社団法人日本貿易会 地球環境委員会委員長 たなか ふみや  
丸紅株式会社 広報部CSR・地球環境室室長 田中 郁也

### 1. 改定の経緯

日本貿易会は、1999年7月8日、「商社行動基準」を制定（2005年6月16日改定）し、地球環境問題への取り組みを「経営の理念と姿勢」（第1章）として位置付けた。その精神にのっとり、2002年2月14日、「環境行動基準」を制定しており、すでに8年が経過している。この間に、商社の業容および事業環境が変化し、商社が取り組むべき環境問題は、低炭素社会、循環型社会の構築等から、生物多様性の危機をはじめ、多様で新たな広がりを見せている。

2010年は国際生物多様性年であり、また、10月には名古屋で、生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）が開催される。国内外において、生物多様性をはじめとする環境問題への認識が、より一層高まる中で、この機をとらえ、商社の環境事業への姿勢、具体的取り組みを積極的にアピールし、また、会員の生物多様性への配慮についての認識を高めるため、地球環境委員会では、2010

年度事業計画の主要な活動の1つとして、生物多様性への対応を掲げ、「環境行動基準」の見直しについて検討することとした。

このため、2010年4月、地球環境委員会（20社）傘下に、環境行動基準改定タスクフォース（17社）を設置し、商社環境月間（6月）における制定を目標として検討を進めた。同タスクフォースは、計3回の会合を開催し、委員各社の環境方針や指針のほか、取り組みの先行する団体や企業の指針等についても研究しながら、各社において改定案を検討し、これらをとりまとめて、原案を作成し、地球環境委員会において検討した。

改定案は、日本貿易会正副会長および常任理事（商社各社の会長・社長）により構成される第323回常任理事会において趣旨を説明の上、6月16日、機関決定された。これを踏まえ、同常任理事会後に開催された日本貿易会会長定例記者会見において、檜田会長から改定の経緯を説明し、記者からの質問に、地球環境委員会委員長が対応した。

## 2. 改定のポイント

「環境行動基準」の改定にあたって、商社の取り組むべき指針であることを明らかにするために、名称を「商社環境行動基準」に改めた。

構成は、改定前と同様、前文で改定の背景を説明した後、基本理念に続けて、個別分野の基本方針を定めた。

改定の背景については、「商社行動基準」の改定（2005年）の趣旨に合わせ、商社を取り巻く情勢、CSR（企業の社会的責任）への取り組み等について記載した。また、現行の「商社行動基準」と表現を統一した。

個別分野については、国際生物多様性年を機に改定することとなったことから、集中的に議論してきた生物多様性の配慮に関して、「1. 基本理念」に記述した。また、日本貿易会は、経済産業省および日本経済団体連合会のフォローアップを受けながら、「環境自主行動計画」を策定し、具体的な目標を掲げながら、低炭素社会および循環型社会の構築に取り組んでいるが、「2. 基本方針」において、このような「(4) 低炭素社会の構築への寄与」「(5) 循環型社会の構築への寄与」への取り組みに加え、新たな項目として、「(6) 生物多様性への配慮」を設け、企業活動における配慮を促した。

また、「(5) 循環型社会の構築への寄与」には、廃棄物の発生抑制、リサイクルなど従来型の取り組みだけでなく、資源の有効利用と

いう、より前向きな側面を追記し、「(7) 社会への貢献」には、環境保全事業、環境負荷低減事業の推進という事業活動を通じた社会への貢献について追記した。

## 3. 周知、広報活動

「商社環境行動基準」は、会員各社が、これにのっとり、各社の状況に応じて、地球環境問題に取り組んでいくことを推進していくよう定めたものである。改定にあたって、法人正会員（商社）42社へ、その趣旨を説明し、この機に、グループ会社を含め、同基準の精神についてあらためて認識いただくよう、日本貿易会専務理事名にて周知文書が送付（6月16日付、企発第62号）されている。会員各社においては、同基準の精神にのっとり、引き続き、地球環境の健全な維持と国際社会の調和的發展を目指し、広く社会に貢献し得る活動を、グループ一体となって推進することを希望する。

また、「商社環境行動基準」は、すでに日本貿易会ホームページに掲載しているが（<http://www.jftc.or.jp/environment/index3.html>）、今後、10月1日開催予定の日本貿易会 生物多様性セミナーにおいて、同基準を配布する等の外部への広報活動も行っていく。さらに、「環境行動基準」は日本語版のみであったが、改定を機に、英訳版を新たに作成し、9月末をめどに公表する予定である。